

日 時：令和 7 年 10 月 8 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第335回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は三つです。

議題 1「出入国在留管理庁長官（外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務）の全項目評価書（新規実施）の概要説明について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題 1 について説明させていただきます。

番号法の規定により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときや重要な変更を加えようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられております。

出入国在留管理庁長官が今回新たに特定個人情報ファイルを保有する、外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務は、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第 1 項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今回、出入国在留管理庁長官から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。つきましては、出入国在留管理庁在留管理支援部の安東参事官、総務課の中納補佐官、デジタル庁社会共通機能グループの圓増参事官事務代理に御出席いただきたいと思います。

○手塚委員長 ただいまの説明のとおり、個人情報保護委員会議事運営規程第 9 条の規定に基づき、出入国在留管理庁の職員及びデジタル庁の職員に会議に出席いただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、出席を認めます。

（出入国在留管理庁職員及びデジタル庁職員入室）

○手塚委員長 事務局からの説明のとおり、本日は出入国在留管理庁在留管理支援部の安

東参事官及び総務課の中納補佐官、デジタル庁社会共通機能グループの圓増参事官事務代理に御出席いただいております。

それでは、提出いただいた全項目評価書の概要について説明をお願いいたします。

○安東参事官 出入国在留管理庁参事官の安東です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、当庁において令和5年の番号法改正におきまして、「出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者証明書の交付に関する事務」が番号法別表に追加されました。

また、令和7年の番号法改正におきまして、「出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務」が追加されました。

これによって、個人番号の利用が可能となったところです。

本日はこれらの事務についての全項目評価書について御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。「Ⅰ 基本情報」の「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の「②事務の内容」について御説明します。本評価書では、当庁における個人番号の取扱いを大まかに事務内容の1から3の「個人番号登録」、4の「情報照会」として個人番号による情報連携での情報の取得、そして5の「情報提供」として、情報連携により当庁が保有する特定個人情報の提供について記載しています。

当庁は先ほど申し上げました法改正に伴いまして、令和9年3月までに個人番号による情報連携の運用を開始するとされており、主に外国人の方からの在留申請に情報連携を活用することで、申請書と併せて外国人から提出が必要となっている添付資料の省略を図ることを目的としていますので、本日は在留申請における個人番号登録から情報の取得までの流れを具体的に説明させていただきます。

なお、情報連携の対象となることが想定されている在留申請について、簡単に御説明させていただきます。

本邦に在留する外国人の方は、本邦に入国時に上陸した際に設定された在留資格と在留期間の範囲内で活動・在留することができます。その在留資格を変更して別の活動を行いたい場合や在留期間を超えて本邦に在留したい場合には、在留資格の変更許可申請や在留期間の期間更新許可申請を行う必要があります。

また、上陸した本人が行おうとする活動が、上陸のための条件に適合していることを証する文書である、在留資格認定証明書の交付申請を行うことができます。

また、在留資格「永住者」を得るためには、別途、永住許可申請という手続を行う必要があります。そのほか、日本で出生されたお子様が、在留資格を得るために必要な在留資格取得申請という手続がございます。

それでは、具体的に7ページの「（別添1） 事務の内容」のフロー図を御覧ください。在留申請は、出入国在留管理局の窓口から、インターネット上では「在留申請オンラインシステム（RAS）」によって行うことができます。

まず、窓口申請については、左上の1-①となりますが、申請書と併せて個人番号の提出をしていただきます。この際、当庁が個人番号による情報連携で情報を取得することについて、同意を得た上で個人番号を提出することとしておりまして、同意をせずに従来どおり資料を提出することも可能です。

受理した申請の情報は、1-②のとおり当庁の基幹システムである「外国人出入国情報システム（FEIS）」に登録されますが、提供された個人番号は、1-③のとおり、現在開発中の「個人番号情報管理システム（IMS）」に入力して登録状況を確認します。対象者の個人番号として、既に登録されている場合は、真正性確認済みとしますが、対象者の個人番号が登録されていない、又は提供されたものと異なる個人番号が登録されているといった場合は、提供いただいた個人番号は、一旦仮登録扱いとなります。

そして、1-④から⑦の流れになりますけれども、このように仮登録された個人番号に紐付いた基本4情報を住基ネットに照会して、登録されている基本4情報と突合することで真正性を確保いたします。基本4情報が一致して真正性が確認できれば、仮登録から正式登録になり、いわゆる機関別符号を自動的に取得することになります。真正性を確認できなかった場合は、仮登録された個人番号は、削除することになっております。

つぎに、「在留申請オンラインシステム（RAS）」でのオンライン申請について、御説明します。フロー図の中央上の2-①というところですが、申請項目と併せて情報連携の同意・不同意を選択の上、同意する場合は対象者の個人番号を入力していただきます。入力された個人番号は「外国人出入国情報システム（FEIS）」を経由して「個人番号情報管理システム（IMS）」に連携され、登録状況を自動で確認いたします。登録が確認できず、仮登録された場合の真正性確認の流れは、窓口申請と同じであります。また、「在留申請オンラインシステム（RAS）」で申請を行う場合も、個人番号を入力せず資料を添付して申請することができます。

つづいて、情報連携での情報の取得について御説明します。個人番号の真正性を確認して機関別符号を取得した後は、フロー図中央の4-①から⑤の流れのとおり、「個人番号情報管理システム（IMS）」から、公共サービスメッシュ機関間情報連携サービスに対して、必要な情報を照会して取得した情報を審査に活用します。当庁においては、情報連携によって関係機関から情報を取得するだけでなく、当庁が保有する外国人出入国情報や在留管理に関係する情報を関係機関に提供することを想定しております。この流れがフロー図の5-①から③の流れになります。これらの情報を提供することによりまして、関係機関が所管する手続において、外国人の方が提出を求められる在留カード等の写しや出入国履歴を証明する書類の提出を省略することが可能となっています。

つづいて、外国人の方の個人番号の一括照会について、御説明します。先ほど御説明したとおり、当庁が保有する情報を関係機関に提供することとしておりますことから、当庁の情報連携が開始する令和9年3月までに、本邦に在留する中長期在留者について、住基ネットを介しまして、基本4情報に基づく個人番号を、一括照会して取得しておく必要が

あります。一括照会の流れはフロー図の3-①と3-③から⑤の流れとなっております。具体的に申しますと、入管法上、本邦に新規上陸した中長期在留者の方は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の地方自治体に住居地届出を行うこととなっております。通常、この届出と住基法の住民基本台帳上の住民登録は、同時に行われます。この届出が行われると、翌営業日には、当該地方自治体から当庁に対して、住所情報等がシステム連携されます。当庁においては外国人の方の基本4情報のうち住所以外の情報、氏名、生年月日等については、上陸審査時に取得済みであるため、地方自治体からは住所情報がシステム連携されることで基本4情報がそろいますので、この基本4情報をキーとして、住基ネットに個人番号を一括照会する想定です。そのため、在留申請時に提供された個人番号を新規登録するケースは、何らかの理由によって一括照会で取得できなかった、又は「個人番号情報管理システム（IMS）」に登録した個人番号が変更されていた場合ということになります。

最後に、特定個人情報の取扱いにおけるリスク対策として、個人番号の提供を受ける際の対策と、当庁における特定個人情報ファイルの管理について御説明いたします。28ページの「2. 特定個人情報の入手」の「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」の箇所を御覧ください。まずは、窓口における在留申請の際の本人確認についてですが、現在の在留申請についても多くの個人情報の提出を求めていますので、申請者や代理人に対しては、在留カードなどの身分証を、申請取次者という方については、地方官署に届出を行うことで交付される証明書の提示を求めています。

また、オンライン申請においても、申請者や代理人については、個人番号を用いた利用者登録、申請取次者については、地方官署への事前の届出を行わなければ「在留申請オンラインシステム（RAS）」を利用できないこととなっております。

このように、厳格な本人確認によってしかるべき人物からの申請であることを確認するとともに、先ほど説明したとおり、提供を受けた個人番号の真正性を確認することで、対象者以外の情報の取得を防止するための対策としています。

つづいては、当庁における特定個人情報ファイルの管理についてです。当庁の基幹システムである「外国人出入国情報システム（FEIS）」は、冒頭で御説明した番号法上の特定個人番号利用事務以外で、例えば退去強制や難民認定申請といった事務でも使用されることから、番号法に基づく個人番号の厳格な取扱いを遵守するため、31ページに記載されているとおり、我々の基幹システムである「外国人出入国情報システム（FEIS）」では個人番号は管理せず、「個人番号情報管理システム（IMS）」のみで管理いたします。

当庁における個人番号の利用についての説明は以上となります。どうもありがとうございました。

○手塚委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員。

○清水委員 委員の清水です。どうも御説明ありがとうございました。

私からは2点、質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、本日、デジタル庁の方がいらっしゃっておりますので、デジタル庁の方にお伺いしたいと思います。デジタル庁の構築・提供する公共サービスメッシュ機関間情報連携サービスについて、こちらの中間サーバー相当機能には、出入国在留管理庁を含む、各利用機関の副本情報が保管されていることになっていますが、それらの業務データは各利用機関が管理するものだと理解しております。そのため、中間サーバー相当機能で特定個人情報を取り扱う際におけるリスク対策やその遵守状況について、例えば今回の評価書（案）、「Ⅳ その他のリスク対策」のところに記載がありますように、各利用機関の内部監査等によって、その確認が行われるものと思われます。例えば登録されるべき情報がきちんと登録されているかとか、あるいは内容が不適正なものがないかというチェックポイントがあるのかなと推測されます。この点に関しまして、システムを構築・提供する機関と、実際の利用機関が異なることから、出入国在留管理庁等の各利用機関が、先ほど申しましたような内部監査を有効に行うためには、公共サービスメッシュ基盤のセキュリティの強度や運用状況を監視するなど、デジタル庁と綿密に連携することも重要であると考えております。

そのことを踏まえ、各利用機関による監査が有効に機能するために果たすデジタル庁の役割について、各利用機関への連携体制等も含めて、具体的に教えていただければと思います。よろしくお願いします。

まず1点目、よろしいでしょうか。

○圓増参事官事務代理 デジタル庁の圓増でございます。今の御質問にお答えいたします。

公共サービスメッシュ機関間情報連携サービスでございますけれども、デジタル庁とサービス利用機関、この場合は出入国在留管理庁における責任範囲として、デジタル庁はOSやミドルウェア、アプリケーションなどのサービス提供に相当する領域について、そして、出入国在留管理庁の方のサービス利用機関は、ユーザー管理、アクセス管理、あるいはデータ等のサービス利用に係る領域について、それぞれの責任において管理することとしております。

公共サービスメッシュ機関間情報連携サービスの中間サーバー相当機能を用いる業務に関する監査につきましても、それぞれの責任分界に応じた領域について、デジタル庁及びサービス利用機関のそれぞれにおいて、実施することとしております。

具体的には、サービス利用機関のテナントで管理されている副本データなど、サービス利用機関の管理する領域は、デジタル庁や他のサービス利用機関が、アクセスできない仕組みとなっておりますので、デジタル庁における監査といたしましては、中間サーバー相当機能について、システムやセキュリティ等の観点において適切に構築・運用されているかどうかなどを確認いたします。

また、サービス利用機関における監査については、中間サーバー相当機能の利用に当た

って、特定個人情報へのアクセスが厳格に管理され、必要最低限の権限付与が適切に行われているかなど、リスク対策やその遵守状況等について確認することを想定してございます。

また、サービス利用機関における監査につきましては、委員からの御指摘のとおり、デジタル庁における監査結果も踏まえて実施することも重要であると考えてございますので、年次などの適時のタイミングで、デジタル庁の監査結果を利用機関に提供することを想定してございます。

このように、デジタル庁及びサービス利用機関で緊密な連携を図りながら、それぞれの責任分界において、適切に監査を実施することで、監査の実効性を高めるとともに、機関間情報連携サービス全体として、適切な特定個人情報の取扱いが確保できるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○清水委員 ありがとうございます。責任の分界点が明確に決まっているということで安心いたしました。今後、利用機関が増加することが想定されますので、今回の質問をさせていただきます。

また、今、いただいた御説明を参考に、出入国在留管理庁においても、内部監査の項目を考えていただくということになるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点よろしいでしょうか。

○手塚委員長 どうぞ。

○清水委員 ありがとうございます。

こちらは出入国在留管理庁への御質問なのですが、先ほど御説明いただきましたRASシステムという、入口のところの申請システムについてです。こちらは申請等に併せて個人番号を入力することが、今回追加になると理解しておりますが、それを入力するためには事前に届出、あるいは利用申出を行った上で、ID・パスワードの発行を受けることが必要であるということが、評価書案に書いてあったと思います。

この点に関しまして、現在は入管法等に基づく事務において、個人番号は利用されていませんけれども、以前からこのシステムは運用されていると理解しておりますので、以前にID・パスワードを付与された利用者が存在しているものと理解しております。そのことを踏まえて、現在、出入国在留管理庁で実施している発行済みID・パスワードの有効期限が切れた場合における再設定のルール、あるいはシステムを長期にわたって利用していない者の権限の取扱い、これらの不備に起因する不正利用がないようにするアカウントの管理方法につきまして具体的に御説明いただければと思います。

○安東参事官 御質問ありがとうございます。

RASのID・パスワード等の取扱いということだと思いますけれども、前提として、内閣官房の国家サイバー統括室が作成・公表しております、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に準拠した管理方法となっております。具体的には、外国人などの利

用者のIDについては、時間の経過により削除されることはありませんが、外国人本人は、在留カードの有効期限が経過した場合、また、機関利用者は、定期報告が3年間未実施の場合、弁護士、行政書士などの申請取次者につきましては、申請取次の証明書番号の有効期間が3年でございますが、これによって利用不可となるということになっております。定期報告などをまた行うことによりまして、再び利用可能となっております。

パスワードにつきましては、外国人等利用者のパスワードについても、有効期限や時間の経過による削除はしておりませんけれども、いわゆる長い文字列だったり、大文字・小文字だったり、強固のパスワードの設定をしていただくことで、リスク防止を講じているというのが現状でございます。

○清水委員 ありがとうございます。

今のお話で、パスワードは、英文字の長さなどに制限をかけていらっしゃるということによろしいですか。

○安東参事官 そうですね。具体的には、パスワードは長い文字列であったり、英大文字・小文字、数字、記号の4種類を組み合わせたパスワードを使ってくださいという形で、パスワード設定をしていただいています。

○清水委員 ありがとうございます。分かりました。

これまでも適切に管理していただいているものと思いますが、今回、個人番号が申請内容に加わるということで、一つまた重要性も増したかなと認識しております。

それから、今年9月に公表になった会計検査院の検査報告「各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について」を見ますと、セキュリティの問題で特にアクセス権の設定不備であるとか、パスワードの運用の不備であるとか、ログ監視の不備や未実施といったことが一部見られるという指摘がございましたので、念のためお伺いした次第でございます。

引き続き厳格な管理をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○手塚委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。

梶田委員。

○梶田委員 非常勤委員の梶田と申します。御説明ありがとうございます。

出入国在留管理庁に御質問させていただきます。評価書案の「（別添1）事務の内容」に、御庁の業務システムへ個人番号の登録を行うに当たって、J-LISへの照会で得られた個人番号確認用ファイルと、御庁の業務システムに記載されている外国人等の情報をシステム上で突合することが記載されています。また、突合の結果、完全一致しなかった場合は、御庁の職員が目視で確認を行った上で、なお真正性が確認できなかった場合には、個人番号を登録せず削除することも記載されています。

この職員が目視による点検は、削除すべき個人番号の誤登録などのミスを防止するために行われるものと認識しているところですが、当該作業を適切に行うために講ずる特有の工夫がございます場合には、具体的に御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○安東参事官 御質問ありがとうございます。

今はシステムの構築の段階になりますので、実際に具体的にどのような内容でいくかというのはこれからになるのですけれども、実際に当庁で保有する4情報とJ-LISから取得した4情報は、なるべく目視で見ますので、各情報の一致・不一致情報を並べて表示されるような形で、並べて点検するような形で作業画面を設けることとしております。

また、点検・登録作業の権限を設けて、当該権限を付与された職員しか作業できないようにするとともに、突合結果や登録の結果、誰がそういう点検をしたのかということについても、履歴として確認できるようなことを考えております。

以上でございます。

○梶田委員 御説明ありがとうございました。

やはり、真正性の確認というのは、非常に重要な要素ですので、御説明いただいた内容のとおり対応いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 そのほかに御質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑応答はこれまでとさせていただきます。

それでは、出入国在留管理庁の安東参事官、中納補佐官、デジタル庁の圓増参事官事務代理、どうもありがとうございました。

では、御退室してください。

(出入国在留管理庁職員及びデジタル庁職員退室)

○手塚委員長 それでは、引き続き事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 全項目評価書の概要の説明は、以上となります。

本日の説明及び質疑応答の内容等を踏まえ、事務局において評価書の内容の精査を進めてまいります。後日、精査結果を御説明の上、御審議をいただきたいと思いますと考えております。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

それでは、本日御説明いただいた全項目評価書の精査結果については、後日の説明を受け、審査をしたいと思えます。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示案に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部

を改正する告示案に関する意見募集について、御説明いたします。

本議題に関する資料は、2点でございます。本日は、資料2-1に基づき御説明させていただきます。具体的な改正内容につきましては、資料2-2を併せて御確認ください。

行政機関の長等は、個人情報保護法第69条第2項各号に定める場合においては、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができることとされており、第2号及び第3号においては、相当の理由があることが求められます。

「相当の理由」の存否の判断は、一義的には保有個人情報を有する行政機関の長等が行うところ、今般、行政機関の長等の判断に資することを目的に、「相当の理由」の判断基準をより明確化する観点から、本ガイドラインに記載を追加する等の改正を行うこととしたいと考えております。

具体的には、「相当の理由」の判断基準におきまして、保有個人情報の性質・内容、当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性、利用の必要性、利用の態様、これらから想定される本人への影響の程度という諸要素を追加し、総合的に勘案するための具体的な考慮要素として、提示したいと考えております。

あわせて、個人情報保護法第69条第2項第4号における「特別の理由」についても、今、申し上げた「相当の理由」の判断基準を前提に検討すべき旨を追記する等の改正を行うこととしたいと考えております。

最後に、今後の予定について、御説明させていただきます。資料2-2の改正案については、本委員会にて御審議いただき、意見公募手続を経て、本年12月中旬頃に施行することを予定しております。

事務局からの説明は以上になります。

○手塚委員長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示案に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本件は、グローバルCBPRシステムの発足に伴い、ガイドラインを改正するので、対象となるガイドラインが二つございます。一つは、外国にある第三者に対する個人データの提供に関し、CBPRの取扱いについて記載のある「外国にある第三者への提供編」、もう一つは、CBPRの認証機関であるアカウントビリティ・エージェント業務について記載のある「認定個人情報保護団体編」でございます。

まず、資料３－１「１．改正の背景・趣旨」を御覧ください。これまでAPECにおける制度として実施されてきました、一定の個人データの保護要件を満たしている企業を国際的に認証する制度である越境プライバシールール（CBPR）システムについて、令和４年４月に、世界中の国及び地域が参加可能な枠組みであるグローバルCBPRフォーラムの設立が宣言されました。それ以来、同フォーラムは、より広範囲での個人データの円滑な越境移転を目的として、新たな企業認証制度の確立に向けた取組を行い、令和７年６月、グローバルCBPRシステムの運用が開始され、認証機関による認証の付与が始まっております。

個人情報保護法第28条における「外国にある第三者」に該当しない「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」の例として、APEC CBPRシステムの認証を得ていることが、現行の各種ガイドライン等において示されております。

他方、グローバルCBPRシステムについては、各種ガイドライン等に記載がなく、その位置付けが明確でないため、事業者や関係者が制度の法的効果を理解できず、制度の透明性や信頼性が損なわれる可能性がございます。グローバルCBPRシステムの稼働に当たりましては、APEC CBPRシステムにおける認証機関及び認証企業が円滑に移行可能となることを前提としており、また、グローバルCBPRシステムの個人情報保護要件も、APEC CBPRシステムのそれと同等のものとされております。これにより、グローバルCBPRシステムにより認証を受ける企業は、APEC CBPRシステムによる認証も受けられる水準にあるといえ、グローバルCBPRシステムは、APEC CBPRシステムと同等のものとして位置付けることができると考えます。

したがって、**「基準に適合する体制を整備している」**ことの例として、グローバルCBPRシステムも含めることができると考えられることから、その位置付けを事業者や関係者等に対し明確にすべく、各種ガイドライン等について、グローバルCBPRシステムに関する規定の追加及びそれに伴う所要の改正を行います。

つづきまして、「**２．改正の対象となる各種ガイドライン等**」を御覧ください。冒頭で申し上げたとおり、①及び②が委員会に付議する対象のガイドラインでございます。③から⑤までは、一般的な事務手続が記載されたものであり、告示の対象でもなく、従来、委員会付議の対象としていないことから、今回も本案件の対象としておりませんが、①及び②と同趣旨の改正を行うことを考えております。

つづきまして、改正案の内容について御説明させていただきます。資料３－２「ガイドライン（外国にある第三者への提供編）」を御覧ください。改正前は、「**４－１ 適切か**

つ合理的な方法」において、APEC CBPRシステムのみ記載されておりますところ、グローバルCBPRシステムを併記する改正を行うことを考えております。

以降についても、APEC CBPRシステムに関する記載がある箇所に、グローバルCBPRシステムに関する記載を併記する改正を行うことを考えております。

資料３－３は、「ガイドライン（認定個人情報保護団体編）」の改正案でございます。外国にある第三者への提供編と同じく、APEC CBPRシステムに関する記載がある箇所に、グローバルCBPRシステムに関する記載を併記する改正を行うことを考えております。

また、今回の改正に際し、ガイドライン上の平仄の統一や字句の修正を行うことを考えております。

最後に、今後の予定について申し上げます。資料３－２、資料３－３の改正案について、委員会にて御決定いただきましたら、今後１か月間の意見公募を実施し、本年中に公布・施行することを予定しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○手塚委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。